

第3編 地震編

第1章 災害予防計画

第1節 避難行動計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第1節「避難行動計画」に準ずる。
ただし、次の点には留意し、必要な対策に努める。

第1 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

市長は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を指定する。なお、指定緊急避難場所は資料8-1のとおりである。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合すること。
- (3) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。
- (4) 避難者1人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する（おおむね1m²当たり1名）。
- (5) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。
- (6) 災害時の大火災の輻射熱を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空き地を選定する。
- (7) 状況に応じて、他の避難場所に移動が可能なところとする。

第2節 避難生活計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第2節「避難生活計画」に準ずる。

第3節 帰宅困難者対策計画

大規模な地震により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想される。

市は、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者の定義

地震により、通勤、通学、買い物等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

第2 想定される事態

1 JR五条駅等への集中

通勤・通学等でJRを利用している者や観光客等、市外からの来訪者が、帰宅のためにJR各駅に集まることが予測される。

2 公共施設への集中

一時休息や情報収集ができる場所ととらえ、多くの人々が公共施設に集まってくることが予測される。

3 安否確認電話等の集中

地震発生の直後から、家族等の安否確認電話等が集中し、通信機能のマヒが生じることが予想される。

4 水、食料、毛布などの需要の発生

地震発生当日に帰宅することが困難な者は事業所等に残留することが予想され、事業所等で水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することが予想される。

第3 帰宅困難者対策の推進

1 普及啓発

市は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

(1) 住民への普及啓発

市は、住民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

(2) 企業等への普及啓発

市は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

(3) 集客施設や公共交通機関への普及啓発

市は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

2 学校、事業所等における対策の推進

市は、学校等所管する施設や関係施設を帰宅困難者のための一時滞在施設として指定し、水、食料、毛布などの備蓄に努める。また、事業所に対しても、協力を求め、備蓄の必要性について啓発する。

3 情報提供の体制づくり

指定緊急避難場所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやエリアメール、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

4 観光客対策

本市を訪れる観光客の輸送対策等の体制づくり、また、外国人に対する情報提供のため、通訳者や通訳ボランティアの確保に努める。

第4節 要配慮者の安全確保計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第4節「要配慮者の安全確保計画」に準ずる。

第5節 住宅応急対策予防計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第5節「住宅応急対策予防計画」に準ずる。

第6節 防災教育計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第6節「防災教育計画」に準ずる。

ただし、地震の場合の家庭での災害予防や安全対策に関する知識の普及に当たっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止緊急地震速報の受信及び対応等に留意する。

第7節 防災訓練計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第7節「防災訓練計画」に準ずる。

ただし、訓練内容として緊急地震速報が発表された場合に取るべき行動等の研修会等を実施するものとする。

第8節 自主防災組織の育成に関する計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第8節「自主防災組織の育成に関する計画」に準ずる。

ただし、自主防災組織の平時の活動内容は、以下のとおりとする。

第1 自主防災組織の活動

1 平常時の活動内容

- (1) 地震とその対策についての知識の普及や啓発
(例：学習会においての奈良県で起こりうる地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等)
- (2) 地域における危険箇所の把握
(例：土砂災害危険箇所の現状確認、石垣やブロック垣等倒れやすいものの点検等)
- (3) 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
(例：家庭が行う地震対策として特に重視すべき2点（家具固定と建物の耐震化）についての啓発等)
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：平時よりの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等)
- (6) 要配慮者の把握
(例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- (7) 指定緊急避難場所・指定避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：ワーキングショップにおける地域の防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、指定避難所の設備の点検等)
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機の動作確認、消火器の点検等)
- (9) 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
(例：初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等)
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)
- (11) 地域全体の防災意識向上の促進
(例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

第9節 企業防災の促進に関する計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第9節「企業防災の促進に関する計画」に準ずる。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第10節「消防団員による地域防災体制の充実強化計画」に準ずる。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

市は、災害時においてボランティア活動が円滑に進められるよう関係機関・関係団体と連携を図りながら、その活動を支援するための環境整備に努める。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

市は、関係機関・関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

第2 専門技術ボランティアの確保

市は、平常時より関係団体等と協議し、専門技術ボランティアの確保・登録を進めるものとする。

- 1 平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録を推進する。
- 2 県が構築を進めている「地域サポートシステム」に登録している砂防地域サポーターを市の災害ボランティアに登録を図る。
- 3 建築業者等の中から、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する者を把握し、災害時における判定業務に係る協力体制を確立しておく。

第3 災害時活動への迅速な対応

市は、市社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

第12節 まちの防災構造の強化計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第12節「まちの防災構造の強化計画」に準ずる。

ただし、民間建築物、堤防等の耐震対策として、以下の取り組みを推進する。

第1 民間建築物等の耐震対策

災害時における市街地の防災機能向上のため、県等は次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に耐震改修を促進する。

なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

- 1 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 2 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物
- 3 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

第2 河川の整備

震災時において一時集合場所や防災活動の拠点として、また、延焼防止の緩衝帯としての役割を持つ河川空間の整備促進に努める。なお、大規模地震が発生した際には、堤防の破損、地盤の軟弱化等により、浸水の危険性が高まるところから、河川施設の強度の維持に努めるとともに、大規模地震発生後の河川空間の利用には十分な注意が必要であることを啓発しておくものとする。

第13節 建築物等災害予防計画

震災による人的被害の軽減のため、市が策定した「耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

第1 市有建築物の耐震性の確保

1 防災上重要な役割を果たす建築物

市は、防災拠点となる市庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、指定避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

2 その他の既存建築物

市は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

3 非構造部材の耐震対策

市は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

第2 民間建築物の耐震性の確保

1 耐震性向上の普及・啓発

市は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかり易く耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

市は、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年11月25日施行）にともない、耐震診断が義務化された建築物にあっては、定められた期限までに診断の結果が所管行政庁へ報告されるよう所有者へ周知するとともに助成制度の充実を図る。

3 木造住宅の耐震診断・改修の促進

市は、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

4 非構造部材の耐震対策

市は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

5 技術者の養成等

市は、県及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録する。

第3 被災建築物応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備

1 被災建築物応急危険度判定士の養成

市は、県が実施する被災建築物応急危険度判定士の育成について、県の事業に協力するとともに、市内でも必要な人材の育成・確保ができるよう、必要な対策の推進に努める。

2 実施体制の整備

市は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を、建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を図る。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

3 応急危険度判定制度の普及・啓発

市は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第4 文化財建造物等の耐震性向上対策

1 耐震性能確保

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策が採用しがたい。このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成24年6月改正）に則し、耐震性能の確保を図る。

従来の文化財建造物における耐震対策については、一旦建造物を解体し補修後組み立て直す根本修理の際に、構造材に沿って補強材を新たに組み込む手法を旨としてきた。ただ時間や経費が長大にかかるため実施件数が少なく、発生が懸念される巨大地震への備えが間に合わないことが懸念されてきた。近年、大規模修理時以外の簡易な耐震補強手法の検討も進んでおり、所有者から修理執行を受託する市は所有者や関係機関と協議しながら、耐震対策工事を推進する必要がある。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理

を行うことに大きな効果がある。市は文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

2 災害時の応急対応体制の確立

市は、市が所有又は管理する文化財の被害状況について県に報告する。また、県から文化財建造物修理技術職員が派遣されたときは、被害状況の調査に協力する。

第5 その他

1 ブロック塀・石塀等対策

市は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組強化を図る。

2 落下物等対策

市は、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

3 家具等転倒防止対策

市は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第14節 災害に強い道づくり

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第13節「災害に強い道づくり」に準ずる。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第14節「緊急輸送道路の整備計画」に準ずる。

第16節 ライフライン施設の災害予防計画

市及び関係機関は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

第1 上水道

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第15節「ライフライン施設の災害予防計画 第1上水道」に準ずる。

第2 下水道

施設の新設、増設に当たっては、「下水道施設耐震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設にする。また、指定避難所等においてマンホールトイレの整備に努める。

すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

災害発生時を想定し定期的に訓練を行い、問題点をまとめて整理する。

第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

地震災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るために電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

1 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

2 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び県・市等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等

を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 送電設備

架空送電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(3) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(4) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計を行う。

(5) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計を行う。

4 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備

イ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

ア 無線伝送設備

(ア) マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

(イ) 移動無線設備

(ウ) 衛星通信設備

イ 有線伝送設備

(ア) 通信ケーブル

(イ) 電力線搬送設備

(ウ) 通信線搬送設備

ウ 交換設備

エ I Pネットワーク設備

オ 通信用電源設備

(3) 非常用電源設備

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) 水防・消防に関する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア 水防関係

- (ア) ダム管理用観測設備
- (イ) ダム操作用の予備発電設備
- (ウ) 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- (エ) 排水用のポンプ設備
- (オ) 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- (カ) 警報用設備

イ 消防関係

- (ア) 消火栓、消火用屋外給水設備
- (イ) 各種消火器具及び消火剤
- (ウ) 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(6) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の低減を図るため、法に基づき、次の施設及び施設の整備を図る。

ア 防油堤、流出油等防止堤、ガス検知器、漏油検知器

イ オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(7) その他災害復旧用施設及び設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発変電設備等を整備しておく。

5 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時の借用交渉は、難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

6 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所へ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ P R の方法

電気事故防止 P R については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第4 電信電話施設

1 西日本電信電話株式会社

N T T 西日本は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 震災対策

災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行うこと。

(イ) 火災対策

火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。

建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。

火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とすること。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進すること。

(ウ) 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること。

(エ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の氏名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 市・県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

市・県及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措

置するものとする

なお、市・県及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西は、地震が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施するものとする。

(1) 通信設備等の防災計画

ア 広域災害、停電時に人口密集地の通信を確保のため、通常の無線基地局とは別に大ゾーン方式基地局を設置する。(奈良市、大和高田市の2ヶ所)

イ 県庁・市庁舎等の重要エリアをカバーする無線基地局については、エンジンによる無停電化もしくはバッテリー24時間化の停電対策を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。なお、NTTドコモとして配備する機器及び車両は次による。

- ・衛星エントランス搭載基地局車
- ・移動基地局車
- ・移動電源車
- ・可搬型衛星エントランス基地局
- ・非常用マイクロ等

(3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、NTTドコモ関西支社内各組織、本社並びに各支社間及びグループ会社等と迅速にかつ的確に伝達するため、その方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し維持する。

(4) 防災に関する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 市・県等が主催する総合的な防災訓練に参画する。

(5) 災害時優先電話

市・県及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した携帯電話を災害時優先措置するものとする。なお、市・県及び防災機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるようNTTドコモ関西支社奈良支店に申し出により、協議し決定するものとする。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

(1) 電気通信設備等の防災計画

ア 災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行うこと。

イ 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の多ルート構成あるいはループ化構成とすること。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

エ 災害等が発生し又は発生の恐れがある場合に重要通信を疎通させるための通信手段を確

保すること。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するため、災害対策機器並びに車両を配備する。

(3) 防災に対する教育、訓練

ア 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

イ 市・県等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

4 ソフトバンクモバイル株式会社（携帯電話）

ソフトバンクモバイル株式会社（以下、SBM）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

地震による災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、地震発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

(1) 顧客への発災時の支援

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

ア 停電対策

イ 伝送路対策

ウ 移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

(ア) 移動電源車

(イ) 移動無線基地局車

(ウ) 可搬型無線機

エ 緊急時・災害時の通信網整備

(2) 社内体制の整備

大規模地震が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

ア 対応マニュアルの徹底

イ 非常時体制の確立と連絡網の整備

ウ 防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。

併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

(3) 防災訓練の実施

毎年大規模地震に備えた全社規模の総合防災訓練を実施しており、地方拠点においても、

地域特性に合わせた防災訓練を行い、地震の発生に備えている。

ア ネットワーク障害対応訓練

イ 安否確認訓練

ウ 火災・地震の対応訓練

(4) 応急復旧設備の配備

代替基地局設備

ア 基地局の代替サービスエリアの確保

イ 代替基地局の研究開発

第5 都市ガス（五条ガス株式会社）

五条ガス株式会社は、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の災害の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

五条ガス株式会社

(1) 防災体制

保安規程に基づく「地震防災応急対策措置要領」及び「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」などにより、当社及び関係工事会社に対し、警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 施設対策等

ア 供給設備の維持管理

イ 導管及び付属設備

(ア) 導管及び付属設備の設置及び維持管理

(イ) 耐震性の強化

導管については被覆鋼管、ポリエチレン管及びダクタイル鉄管への切替を行うとともに、継手については融着、溶接、機械的接合の採用を推進している。

ウ 通信関係設備

業務用無線、災害時優先電話、及び携帯電話により対処する。

エ 防災機器を備えた製造・供給システム

(ア) 局部的な地震に対してはガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため導管のブロック化を行う。

(イ) ガスによる二次災害を防止するため、一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普及促進を図る。

オ 緊急資材の整備

地震発生に伴って緊急事故が発生した場合、早急に応急もしくは復旧措置ができるよう緊急資材を保有し、その点検を行う。

(3) 教育訓練及び震災知識普及

ア 社員に対する防災に関する教育

イ 地震及び緊急訓練等

地震発生時、緊急時及び非常招集時を想定して定期的に訓練を実施し、製造・供給に関

する緊急操作、応急修繕、防火・消火、情報の伝達、広報に関して万全を期する。

ウ ガス安全使用のための周知

顧客に対し、常にガスの正しい使い方、並びにガス漏れの際の注意事項を周知する。

第6 鉄道

西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 実施計画

ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

イ 施設・設備の耐震性の確保

国土交通省の通達に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。

(2) 運転規制

駅に設置した地震計により、以下に示す運転規制を実施する。

ア 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間に異常がないことが確認されたのち、次列車は45Km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

イ 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないととする。この場合、震度4以下のときは、15Km/h以下で最寄り駅に到着後、運転を見合わせる。

その後、保守担当区所長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30Km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

第7 ライフライン共同収容施設等

市及び県は、災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第17節 危険物施設等災害予防計画

地震時における危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を最小限に抑えるため、各施設の耐震化を図るほか、具体的な防止対策については、水害・土砂災害等編第1章第16節「危険物等災害予防計画」に準ずる。

ただし、次の点には特に留意する。

第1 危険物施設（資料7-1）

五條消防署及び危険物取扱事業者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取締り並びに保安対策の強化に努める。

1 五條消防署が実施する対策

- (1) 危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 定期的に保安検査、立入検査等を実施し、関係法令を遵守させる。
- (3) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、水害等による影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (4) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し水害等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い耐震性の向上を図る。
- (5) 危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 危険物取扱事業所が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主保安体制を整備する。
 - ア 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - イ 自主的な防災組織の結成
 - ウ 保安教育の充実
 - エ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。
また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2 高圧ガス・LPGガス施設（資料7-3）

ガス事業者等は、地震等により発生するガス爆発等の一次災害を防止し、更に公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、保安対策の強化に努める。

- 1 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- 2 LPGガス漏洩による災害事故を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報

器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

- 3 LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事故発生防止を徹底する。
- 4 (社)奈良県高压ガス保安協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付けと整備を充実強化する。
また、消防署、警察署及び防災関係機関への応援協力を充実強化する。
- 5 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能加の増進に努める。

第3 火薬類施設（資料7-2）

施設管理者は、従業員に対し、定期的に保安教育を実施し、火薬類の保安の確保と災害の防止に努める。

- 1 施設管理者は、保安教育計画を策定し、従業員に対し保安教育を実施し、災害の防止に努める。
- 2 施設管理者は、施設の定期自主検査を実施し、施設の安全管理に努めるとともに、災害の予防に努める。

第4 毒物・劇物保管施設及び放射性物質保管施設

施設管理者は、保管施設が地震により破損・倒壊し、周囲に毒物・劇物及び放射性物質の漏えい・拡散が発生しないよう、施設の耐震化及び安全確保策の強化に努める。

第18節 地盤災害予防計画

地震による大規模な二次災害の発生を未然に防止するための対策の整備を図る。

本市は、多数の地すべり危険箇所、急傾斜地危険箇所、山地災害危険箇所、老朽ため池を抱え、地震時において斜面災害、山地災害等の地盤災害等が予想される。また、大雨等により地盤が大量の水を含み、地盤災害等が大規模化する可能性がある。このため、これらの災害を防止するため、地震に係る災害危険を解消するため事前対策を計画的に推進する。

急傾斜地崩壊対策等土砂災害に関する避難体制の整備等については、水害・土砂災害等編第1章第31節「地盤災害予防計画」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

第1 地盤災害危険区域の指定

1 地すべり防止区域

市は、地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。地すべり危険箇所は資料3-2のとおり。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は勾配が30度以上の急峻な地形であり、地質にかかわらず地震により崩壊の危険はきわめて大きいため、今後とも急傾斜地危険箇所実態調査に努める。

また、危険度の著しく高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、県に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定を働きかける。また、急傾斜地崩壊箇所について地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に、防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等改善命令を行う。

急傾斜地崩壊危険箇所一覧は、資料3-2参照のこと。

3 山地災害危険区域

山地崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険区域のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判断し、緊急を要するものから順次防止工事の実施を県に働きかける。

山地災害危険地区一覧は、資料3-2参照のこと。

4 ため池要整備箇所

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等、緊急整備を必要とするため池については、県に整備の実施を要請する。

また、緊急を要するものについては適切な措置を講ずるとともに、家屋の密集している地域で地震防災上整備の必要なため池についても改修推進を要請する。

さらに、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成・公表・周知に努める。

老朽ため池危険箇所一覧については、資料6-3参照のこと。

第2 土地利用の適正化

1 宅地開発等に係る安全指導

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る。そのため、被災宅地危険度判定制度の体制整備を行い、被災宅地危険度判定士を養成し、近隣市町村と相互支援を図りながら被災宅地危険度判定の実施体制整備に努める。

また、宅地造成現場等の防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を発し災害の事前防止と環境の整備された良好な宅地に努めるとともに、広く住民に宅地の安全性についての意識の高揚を図る。

2 がけ地近接住宅移転

がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、県からの必要な技術指導や助成等により、がけ地に近接する危険住宅の移転を積極的かつ計画的に推進する。

第3 宅地災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定士の養成

市は、県が実施する宅地危険度判定士の養成に協力する。また、市内での宅地危険度判定士の育成に努める。

2 実施体制の整備

市は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

3 宅地危険度判定制度の普及・啓発

市は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第4 がけ地近接危険住宅移転

市は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進

第19節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、市は次の対策を実施する。

第1 出火防止・初期消火

- 1 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 地域及び事業所等において自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2 火災拡大要因の除去

1 建築物不燃化対策

- (1) 県は市街地における建築物の不燃化を進めるために、防火地域・準防火地域未指定の市町村に指定を指導するとともに、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の適用、市街地再開発関連事業の推進等による防災性能の向上に努める。
- (2) 県は、防火地域・準防火地域の指定外の地域内の建築物の新築、増改築に際し、建築確認申請受付時に、建築物の不燃化について建築基準法の防火規定に準じた指導を行う。
- (3) 県は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するために、防災・避難施設等の調査点検及び建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活動により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 消防活動対策

市は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第3 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の規準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- 1 県は、消防設備強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業等の助成制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対策を推進する。
- 2 市は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層や女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
- 3 市は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- 4 市は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な

整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第20節 奈良県第6次地震防災緊急事業

五箇年計画

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、奈良県が地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、その計画に基づき事業を推進する。

第1 計画の概要

1 計画年度

令和3年度～令和7年度

2 事業の実施

市は、奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。

3 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

4 本市に係る事業の推進

- (1) 避難地の整備
- (2) 消防用施設の整備
- (3) 緊急輸送を確保するために必要な道路
- (4) 共同溝、電線共同溝等の公益物件収容施設の整備
- (5) 公立の小学校、中学校等の地震防災上改築又は補強
- (6) ため池改修
- (7) 地域防災拠点施設の整備
- (8) 防災行政無線の整備
- (9) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第21節 防災体制の整備計画

具体的な防災体制の整備状況については、水害・土砂災害等編第1章第17節「防災体制の整備計画」に準ずる。

第22節 航空防災体制の整備計画

具体的な防災体制の整備状況については、水害・土砂災害等編第1章第18節「航空防災体制の整備計画」に準ずる。

第23節 通信体制の整備計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第19節「通信体制の整備計画」に準ずる。

第24節 孤立集落対策

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第20節「孤立集落対策」に準ずる。

第25節 相互支援・受援体制の整備

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第21節「相互支援・受援体制の整備」に準ずる。

第26節 医療計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第22節「医療計画」に準ずる。

第27節 防疫予防計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第23節「防疫予防計画」に準ずる。

第28節 火葬場等の確保計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第24節「火葬場等の確保計画」に準ずる。

第29節 廃棄物処理計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第25節「廃棄物処理計画」に準ずる。

第30節 食料、生活必需品の確保計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第26節「食料、生活必需品の確保計画」に準ずる。

第31節 文化財災害予防計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第1章第27節「文化財災害予防計画」に準ずる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 避難行動計画

水害・土砂災害等編第2章第1節「避難行動計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難方法等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からぬいため、また地震の規模等によっても状況が異なるため、市の避難指示等を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生したときに、ニュースや近隣の被害状況などを参考に、自らの判断で避難行動を判断する。

このため、非常時に避難行動を判断できるよう、日ごろから避難の仕方をよく知り、非常時にもあっても落ちついて避難できるよう努める。

2 市の役割

平常時から避難のあり方を検証し、住民に対し災害時における避難方法の周知徹底を図る。また災害時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示等の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、避難指示等の徹底や、避難誘導に努める。

第2節 避難生活計画

水害・土砂災害等編第2章第2節「避難生活計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の指定避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 指定緊急避難場所等への避難（資料8－1参照）

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は、市の広報等に十分注意し、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区の指定緊急避難場所へ一時的に避難する。

当該指定緊急避難場所で正確な災害情報等を入手し、また不在者等を確認する。

第2 指定避難所の開設、運営（資料8－2参照）

1 避難の必要性及び避難状況の把握

地震が発生した場合は、各施設管理者等からの情報を受け、避難の必要性及び被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定指定避難所の安全性の確保

指定避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の資格を有する職員を開設予定指定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。危険度判定士が不足する場合には、県に派遣を要請する。

(3) 職員の派遣

市本部は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中で、指定避難所開設の必要度の高い所から順次職員を派遣し、指定避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。

(4) 学校機能の早期回復

地震災害により指定避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

指定避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を建設して学校機能の早期回復に配慮する。

第3節 帰宅困難者対策計画

震災発生直後に、人々が一斉に徒步帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生する恐れがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

市は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

第2 帰宅困難者への情報提供

市は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

第3 一時滞在避難所の開設

市は、あらかじめ指定した一時滞在避難所について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第4節 要配慮者の支援計画

水害・土砂災害等と異なり、地震は突発的な災害であるため、公的支援が提供されるのに時間がかかることが想定される。したがって、先ずは自主防災組織などの地域の避難支援組織が災害発生後に地域住民の安否確認を行い、救助・避難支援を行う。

地震の場合は、平時に想定していない方が負傷等により要配慮者になる可能性があるため、平時の避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの方々の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、指定避難所については個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援については、水害・土砂災害等編第2章第3節「要配慮者の支援計画」に準ずる。

第5節 住宅応急対策計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第4節「住宅応急対策計画」に準ずる。

第6節 活動体制計画

地震が発生し、防災の推進を図る必要がある場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

なお、この計画に定めのない事項は、水害・土砂災害等編第2章第5節「組織計画」及び第6節「動員計画」に定めるところによる。

第1 市の活動体制

1 災害初動体制

(1) 設置基準

- ア 市内に震度4を観測する地震が発生したとき。
- イ その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 活動内容

災害警戒体制における活動内容は、次のとおりとし、状況に応じて速やかに災害対策本部体制に切り替えうる体制とする。

- ア 地震情報等の伝達に関すること。
- イ 災害情報の収集及び伝達、報告に関すること。
- ウ 庁内及び各関係組織との連絡調整に関すること。

2 災害対策本部体制

(1) 設置及び廃止基準

設置基準	ア 市内に震度5弱以上を観測する地震が発生したとき（自動配備）。 イ その他、市長が必要と認めたとき。
廃止基準	ア 災害対策を一応終了したとき。 イ 災害発生のおそれがなくなり、市長が解散を適当と認めたとき。

(2) 組織及び活動内容

災害対策本部の組織及び各部・班の事務分掌等については、水害・土砂災害等編第2章第5節「組織計画」及び第6節「動員計画」によるものとする。

第2 動員配備基準

1 配備基準

地震発生時における市の動員配備区分及び配備基準は、次のとおりとする。

組織体制	配備区分	配 備 基 準
災害初動体制 (本部設置前)	1号配備	●市内に震度4を観測する地震が発生したとき【自動配備】。 ○その他、市長が必要と認めたとき。
	2号配備	○市内に震度4を観測する地震が発生し、市内に被害があるとき。

		○その他、市長が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	1号動員	●市内に震度5弱又は5強を観測する地震が発生したとき【自動配備】。 ○その他、市長が必要と認めたとき。
	2号動員	●市内に震度6弱以上を観測する地震が発生したとき【自動配備】。 ○その他、市長が必要と認めたとき。

(注) ●の配備基準は自動配備基準であり、職員は上司からの指示を待つことなく配備につくものとする。また、勤務時間外に市内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合には、すべての職員が自主的かつ速やかに参集するものとする。

2 動員計画

災害時において、市長から動員が指令された場合における各部課の動員数は、その災害の状況により異なるが、特に指示がないときは、おおむね別途定める標準動員表によるものとする。

なお、各部課においては、あらかじめ出動する本部員及び連絡方法を定めておき、不慮の災害に備えるものとする。

第3 休日・勤務時間外発災時の対応

1 配備動員基準

休日・勤務時間外に震度4以上を観測する地震が発生した場合は、次の基準により速やかに、原則として、所属の勤務場所に参集する。

なお、休日・勤務時間外に地震が発生した際の対応フローは、別図のとおりである。

(1) 震度4の地震が発生した場合

ア 別途定める標準動員表に基づき、1号配備職員は、市役所及び支所に登庁するものとする。

イ 1号配備職員は、市内に被害が確認されたときには、速やかに2号配備体制に移行し、災害応急活動を実施する。

ウ 該当配備職員以外の職員は、テレビ・ラジオ等からの地震情報に注意し、また自宅周辺の被害状況を把握するとともに、いつでも動員配備できるよう自宅待機する。

(2) 震度5弱以上を観測する地震が発生した場合

職員は、別途定める標準動員表による動員区分による指示がなくても、自主的かつ速やかに参集するものとする。本部要員は原則として市役所本庁舎に参集し、西吉野支部要員は原則として、西吉野支所に参集し、大塔支部要員は、原則として大塔支所に参集し、本部、支所機能の確保、職員への応急対策活動に関する指示等を行う。

2 参集困難な場合の措置

(1) 交通機関が途絶した場合

大規模な地震が発生し、交通機関が途絶した場合の参集手段は、原則として自転車、バイク等によるものとする。

この参集手段でも参集できない職員は、自宅直近の公共施設、指定避難所等に集まり、当

該施設の責任者の指示を受け、応急活動に従事するものとする。その場合は、速やかに所属上司に報告するものとする。

(2) 家族等に死傷者が出た場合

家族に死傷者が出た場合や自宅が全半壊した場合、当該職員はできるだけ早くその旨を所属上司に報告し、指示に従うものとする。

なお、職員自らが重傷を負った場合も、負傷の程度等を所属上司に報告するものとする。

3 緊急初動体制の確立

勤務時間外に突発的な大規模災害が発生したとき（震度5弱以上の地震発生時等）には、道路網の寸断や交通の混乱等により、職員の参集に遅れが生じることも予想される。このような場合にあっても、本部・支部機能を確保するため、市は、次のような体制をとるものとする。

(1) 緊急初動班の編成

大規模災害発生直後においては、所属の如何に関わらず、参集した職員により、緊急初動班を編成する。緊急初動班の班長（責任者）及び活動内容については、次のとおりとする。

緊急初動班長 (責任者)	緊急初動班長は、次の職員をもってあてることとし、緊急初動班の活動についての統括を行う。 〈班長の任命順位〉			
	第1順位	危機管理監	参集職員の中で職位が上位にある者	参集職員の中で職位が上位にある者
	第2順位	危機管理課長		
	第3順位	その他、参集職員の中で職位が上位にある者		
庶務担当	<ul style="list-style-type: none">・各担当の統括・調整・各情報・報告のとりまとめ・県との連絡調整・応援の要請・災害対策本部機能の確保			
情報担当	<ul style="list-style-type: none">・地区自治連合会との連絡調整・防災関係機関との連絡調整・公共的機関からの情報収集			
広報担当	<ul style="list-style-type: none">・住民への広報活動・自治会等への情報伝達・報道機関との連絡調整			
対策担当	<ul style="list-style-type: none">・救助活動の準備・指定避難所の開設準備・物資・資機材等の確保・医療機関との連絡調整			

(2) 災害対策本部組織への移行

本部長（市長）は、初動期の混乱が落ち着き、職員の参集により、本部の要員がある程度確保された段階で、緊急初動班の災害対策本部組織への移行を指示する。この場合、緊急初動要員は、それぞれの災害対策本部における所属部・班の指揮下で災害対策活動に従事するものとする。

(3) 参集者が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部班の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により、緊急初動班長の指示を受けて、必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

地震情報・被害状況の収集、把握	ア 県、五條警察署、警察等関係機関との連絡
災害対策本部等の設置	ア 本部室の設置と関係機関への周知 イ 必要備品（電話、地図、黒板、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備 ウ 本部会議に関する準備、連絡 エ 応援要請の検討、決定
広報活動	ア 自治会（自主防災組織）との連絡 イ 広報車等による住民への呼びかけ
防災資機材の確保	ア 防災倉庫の被害状況の把握 イ 被害に応じた資機材の調達手配
指定避難所等の設置	ア 住民の避難状況の確認 イ 指定避難所の開設 ウ 救護所の設置と医療救護班の派遣要請
食料、生活必需物資の調達	ア 関係団体、業者への調達手配 イ 他市町村、県への応援要請
水道、トイレ対策	ア 上水道の被害状況調査 イ ライフライン施設の被害状況 ウ 被災者への給水 エ 仮設トイレの確保、設置

4 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危害防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、手袋、手ぬぐい、懐中電灯、メモ用紙、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

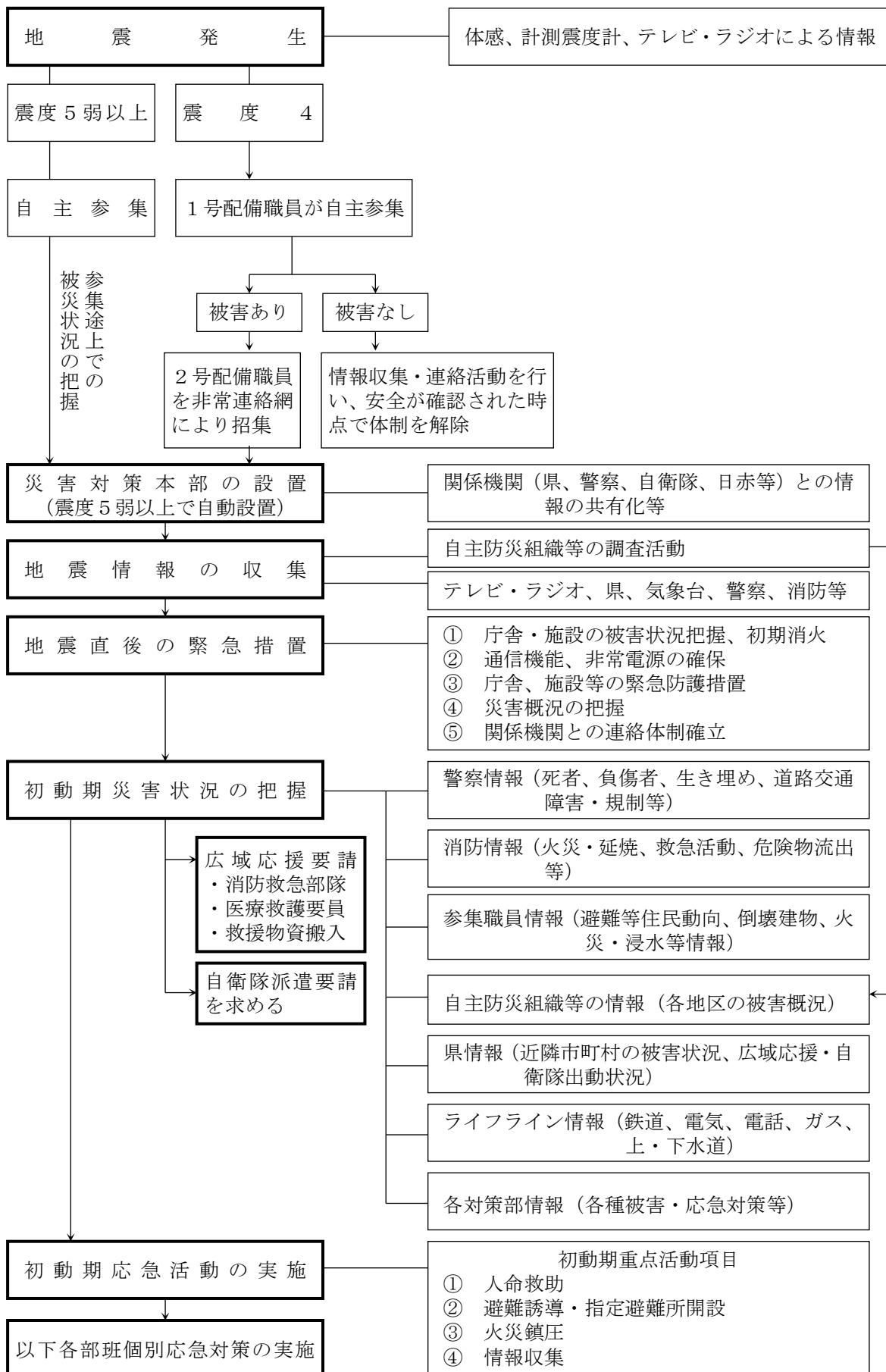
職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状

況等の重要な情報を所属長に報告し、各部署で被害状況をとりまとめて本部会議で報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は最寄りの警察機関へ通報連絡するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

別図 勤務時間外における地震発生時の対応フロー



第7節 災害情報の収集・伝達計画

市及び各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。

第1 地震情報の伝達

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報 (気象庁)	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報 (気象庁)	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報 (気象庁)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報 (気象庁)	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

	発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	
その他の情報 (気象庁)	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図 (気象庁)	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
緊急地震速報 (気象庁)	・各地で強い揺れを観測した場合	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 (奈良県)	・震度1以上で、各市町村の庁舎に表示された場合	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。

(震度については、資料2－4参照のこと。)

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県（防災統括室）、県警（警備第二課）、日本放送協会奈良放送局に通知する。

ア 県内で震度3以上を観測したとき。

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

(3) 東海地震に関する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。防災対応は特になし。

イ 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。

ウ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

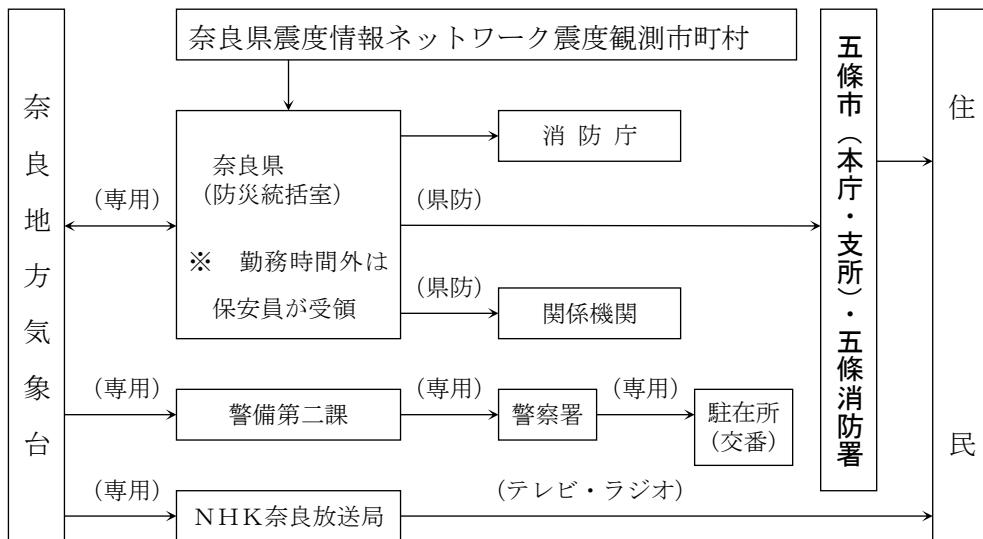
エ 東海地震予知情報

東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

2 情報の受理、伝達

地震に対する情報の伝達系統図は次のとおりである。



※ (県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線

3 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生する場合や、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られた場合や、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更される。

第8節 早期災害情報収集の計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第8節「早期災害情報収集の計画」に準ずる。ただし、地震が発生し、市域内で震度4以上を記録した場合は被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。

また、市域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、消防庁にも直接報告する。

第9節 被害状況の調査・報告計画

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第9節「被害状況の調査・報告計画」に準ずる。

第10節 孤立地区支援活動計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第10節「孤立地区支援活動計画」に準ずる。

第11節 県消防防災ヘリコプターの活用計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第11節「県消防防災ヘリコプター活用計画」に準ずる。

第12節 通信運用計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第12節「通信運用計画」に準ずる。

第13節 広報計画

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は、原則として市長（災害対策本部長）等が承認した内容を広報責任者が実施する。

具体的な広報活動については、水害・土砂災害等編第2章第13節「広報計画」に準ずる。ただし、地震災害の特殊性により、主な広報事項は次のとおりとする。（広報文例については資料13参照）

- 1 災害対策本部設置に関する事項
- 2 災害の概況（火災状況等）
- 3 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- 4 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- 5 避難の勧告、指定緊急避難場所の指示
- 6 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 7 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 8 防疫に関する事項
- 9 医療救護所の開設状況
- 10 被災者等の安否情報
- 11 不安解消のため、住民に対する呼び掛け
- 12 自主防災組織に対する活動実施要請
- 13 生活再建、仮設住宅、教育、復旧計画に関する情報
- 14 その他、被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

第14節 県及び他市町村等との応援体制計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第14節「県及び他市町村等との応援体制計画」に準ずる。

第15節 自衛隊への災害派遣要請依頼計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第15節「自衛隊への災害派遣要請依頼計画」に準ずる。

第16節 建築物の応急対策計画

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかる二次的災害を防止する。

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 公共建築物

市は、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、市職員である被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

2 民間建築物

市は、大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

- (1) 市は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。
- (2) 実施にあたって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (3) 市は応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第17節 公園、緑地の応急対策計画

震災等の災害時に公園、緑地は指定緊急避難場所として、また地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

第1 公園、緑地

1 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡回を行い情報収集に努める。

公園・緑地は、震災時の指定緊急避難場所・避難路として使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び指定緊急避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

2 応急対策

(1) 公園、緑地

公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材の利用等を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、指定緊急避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

(2) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

第18節 道路等の災害応急対策計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第16節「道路等の災害応急対策計画」に準ずる。

なお、道路管理者は、大規模な震災が発生した場合の対応として、「震災初動体制マニュアル」に基づき緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずるものとする。

第19節 ライフライン施設の災害応急対策計画

ライフライン施設管理者は、震災発生時における速やかな情報収集による迅速な初動対応と被害の拡大防止対策を実施し、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うように努める。

第1 上水道

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第17節「ライフライン施設の災害応急対策計画 第1上水道施設」に準ずる。

第2 下水道

1 応急措置

(1) 緊急調査

下水道施設の管理者は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、マンホール、ポンプ等の施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には緊急停止の処置を行う。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

(2) 応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、県を通じて、近畿府県をはじめ、国、他の市町村及び民間団体等に支援を要請する。

2 応急復旧

- (1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。
- (2) マンホール、ポンプの被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の復旧に努める。被害の状況によっては最低限の処理をして放流する。また、燃料、消化ガスの漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。
- (3) 応急復旧作業に必要な要員として補修専業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。
- (4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に手配する。

第3 電力（関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社）

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第17節「ライフライン施設の災害応急対策計画 第3 電力（関西電力送配電株式会社）」に準ずる。

第4 電信電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社ドコモC S関西、ソフトバンクモバイル株式会社の具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第17節「ライフライン施設の災害応急対策計画 第4 電信電話施設」に準ずる。

なお、KDDI株式会社の活動については、以下の通りとする。

1 KDDI株式会社（携帯電話）

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るために、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部（運用対策室）の設置

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により運用対策室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧対策等を効果的に講じられるよう被災地に現地対策室をする、現地対策室は地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急復旧及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。

イ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被害状況を把握し、復旧対策を実施するものとする。また、応急対策に必要な要員及び資材等を確保するものとする。

(ア) 災害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員を確保する。

(イ) 復旧資材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、KDDIグループ総体として広域復旧体制を整える。

ウ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2) 応急復旧措置

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ次表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

(3) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、移動型基地局、移動型電源車にて臨時に基地局の復旧を実施し通信の確保措置を実施するものとする。

(4) 災害状況等に関する広報

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア 災害等の問合せに対する受付体制を整える。

イ 被災規模・内容をホームページにて案内を行う。

ウ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞記載等による広報活動を行う。

エ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

第5 都市ガス（五条ガス株式会社）

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第17節「ライフライン施設の災害応急対策計画 第5 都市ガス（五条ガス株式会社）」に準ずる。

なお、情報の収集及び報告については、以下の通りとする。

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震震度・気象情報等の伝達、収集

(ア) 気象情報等の収集、伝達

地震情報、気象予報を報道機関等から収集し、無線等により伝達する。

(イ) 地震情報

本社事務所内に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ 通信連絡

(ア) 災害発生時に通信手段を確保するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

(イ) 停電対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

供給区域内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、災害時優先電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

第6 鉄道（西日本旅客鉄道株）

鉄道会社は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

1 運転規制

(1) 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

(2) 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないことにする。この場合、震度4以下のときは、15km/h以下で最寄り駅に到着後、運転を見合わせる。

その後、保守担当区所長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

2 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生の恐れがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

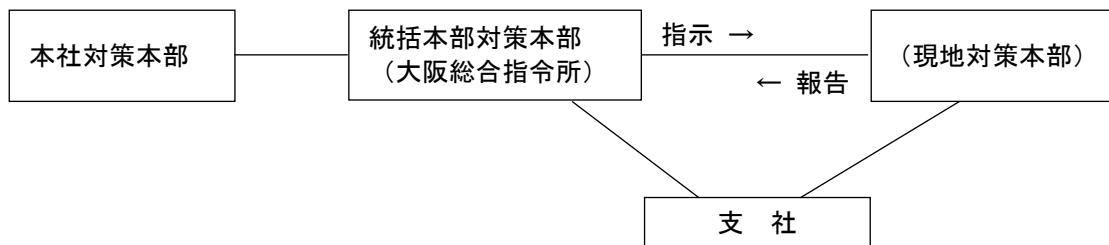
(1) 体制・招集の決定者

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

(2) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種 別	設 置 標 準	招集範囲
第1種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客様等の救護、情報収集、復旧等が必要なとき ・乗客様等に死傷者が生じたとき又はその恐れがあるとき ・不通線区の復旧等が長期間に及ぶとき ・特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員
第2種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故等が発生し、情報収集、復旧等が必要なとき ・不通線区の復旧等に時間を要するとき又は不通線区の範囲が拡大する恐れがあるとき ・特に必要と認めたとき 	招集可能者の半数
第3種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ・台風・降雨降雪等の災害及び車両・設備等の不具合による大きな輸送障害の恐れがあるとき ・その他必要と認めたとき 	必要人数

(3) 統括本部対策本部体制図



(4) 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

(5) 支社、駅区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させること。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこと。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けること。

(6) 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

(7) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。

ア 現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。

※救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

イ 現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。

ウ 現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

(8) 統括本部対策本部への報告及び要請

ア 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。

イ 現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。

ウ 前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。

エ 応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出動人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認められる事項を統括本部対策本部長に報告すること。

第20節 危険物施設等応急対策計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第18節「危険物施設等応急対策計画」に準ずる。

第21節 水防計画

地震災害時は、災害状況によっては、護岸の破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、大地震発生後（特に、震度4以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要なとき）は、直ちに水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て区域内の河川、ダム、砂防施設等を巡視するなど警戒活動を強化し、必要に応じて水防活動を実施する。

具体的な対策については、「五條市水防計画」に準ずる。ただし、地震時の河川等施設被害の拡大防止については次のとおりとする。

第1 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

第2 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第3 ダム施設応急対策

- 1 大迫ダム管理所、津風呂ダム管理所、猿谷ダム管理支所、大滝ダム管理支所及び電源開発株式会社事務所との連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。
- 2 大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門及びダム等が損傷あるいは損壊するおそれがあるため、河川、ダム、砂防施設、水門及び樋門等の管理者は、震度4以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要なときは、直ちに所管施設を巡視し、必要に応じて応急措置を講ずるものとする。

また、速やかに被害状況、措置状況等の情報を関係機関に連絡するものとする。

第22節 地盤災害応急対策計画

地震により大規模な地盤災害等が発生した場合の二次災害を軽減・防止するための対策の整備を図る。

第1 初動応急対応

大規模震災により地盤災害が発生した場合、迅速に状況を把握し、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。

第2 砂防施設等

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第36節「土砂災害応急対策 第1 土砂災害対策」に準ずる。

なお、地震発生後に特に必要な対策は以下の通りとする。

1 応急措置

(1) 砂防施設

ア 砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

2 二次災害の防止活動計画

市は余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険個所の点検を行う。その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行う。

3 土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

震度5強以上を観測するなど揺れの大きかった地域については、地盤の緩みを考慮し、土砂災害警戒情報を通常の基準に対し、一定割合減じた暫定基準を設定することとしている。

暫定基準の設定は、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議により決定し、奈良県県土マネジメント部は、奈良県総務部に直ちにその内容を通知する。

市は、暫定基準の設定の情報を受けたときは、地域住民にその旨を広報する。

第3 治山施設

市（山地防災ヘルパー）は、地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、県と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、状況を確認するとともに、復旧対策を講じる。

また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。

第4 ため池への対応

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第36節「土砂災害応急対策 第5 ため池災害対策」に準ずる。

第5 宅地災害の軽減・防止対策

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第36節「土砂災害応急対策 第3 被災宅地の危険度判定」に準ずる。

第23節 消防計画

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、水害・土砂災害等編第2章第37節「消防計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 火災発生状況の早期把握

駆け込み情報、119番通報、参集職員、消防団員、地域住民等から次の情報を収集して被害の状況を的確に把握し、活動体制を整える。

- 1 火災発生状況、延焼火災の状況
- 2 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- 3 道路の通行状況
- 4 地域住民等の活動状況

第3 非常招集

地震により火災が発生すると察知した場合は、自主的に所属部署（団員にあっては、所属分団格納庫等）に参集し、指揮を受けるものとする。

1 応招した職員、団員の指揮

消防署長は、応招した職員、団員を指揮する。

2 災害状況の収集

職員及び団員は、自己住居地付近及び応招途上における火災被害状況の概要の収集に努めるものとする。

第4 出火防止・初期消火

1 住民等による出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火活動は、住民、自主防災組織等及び自衛消防組織などに

よって行われるものであるが、消防機関は防災関係機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

2 ガス事業者の応急措置

ガス事業者は、災害の状況により現場指揮者の判断でガス発生施設等について供給を停止するとともに、必要に応じてタンク類に設けられた放散弁の操作を行い、またガス導管についてはガス遮断装置の操作を行って二次災害防止の処置をとるものとする。

第5 消防活動

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害等も同時期に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害などが発生するため、消防活動については、被害発生の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、実施するものとする。

その際、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損又は搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の招集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

2 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防御方針

- (1) 火災が比較的小ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第6 応援要請

震災時においては、本市の消防力だけでは発生した全ての災害に対応できないことが予想されるので、市が締結している消防相互応援協定や県下の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市の区域を超えて必要な消防力を被災地に投入して、被害の軽減を図り、人命の救助を最優先するものとする（資料11-1-1・11-1-2・11-1-8参照）。

第24節 救急、救助活動計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を救急・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、水害・土砂災害等編第2章第19節「救急、救助活動計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救助活動

市は、地震発生後に速やかに消防機関を主体として救急救助班を編成し、救急・救助活動を行うものとするが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救助には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、各地区に配備された防災倉庫内の備蓄された資機材を使用し、住民自ら救助活動に当たる。

2 救急活動

救助した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

第2 市の救助活動

1 救助活動

(1) 二次災害が広域的にわたるため、消防職員、消防団員を主体とした救助のみでは、困難をきたすことがあるため、次により行うものとする。

ア 警察と連携して、救助隊員、救援車、工作車等の機能を有効に利用して被災者の救出を迅速に行う。

イ 市職員は、本部の業務分担に基づいて現場の救出活動を支援し、かつ周囲の地域住民の協力を要請する。

(2) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

2 各関係機関の相互協力

救助活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救助活動を相互協力して実施できるようにする。

第25節 医療救護計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第20節「医療救護計画」に準ずる。

第26節 緊急輸送計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第21節「緊急輸送計画」に準ずる。

第27節 交通規制計画

震災時には、交通秩序の維持、その他被災地における交通確保に万全を期することが極めて重要である。

このため、市は、関係機関の交通規制計画に協力し、住民の安全を守る。

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第22節「交通規制計画」に準ずる。

ただし、震災時には運転者は次の措置をとらなければならない。

第1 走行中の車両の運転者の遵守事項

- 1 できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。
- 2 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- 3 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

第2 交通規制時の対応

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されるところから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

- 1 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- 3 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかつたり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむをえない限度において車両等を破損することがあること。

第28節 食料、生活必需品の供給計画

水害・土砂災害等編第2章第23節「食料供給計画」及び第24節「生活必需品等供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄物資や市内業者等より調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に斡旋を要請する。

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等から配給等される救援物資の集積場所は、資料10-3のとおりである。

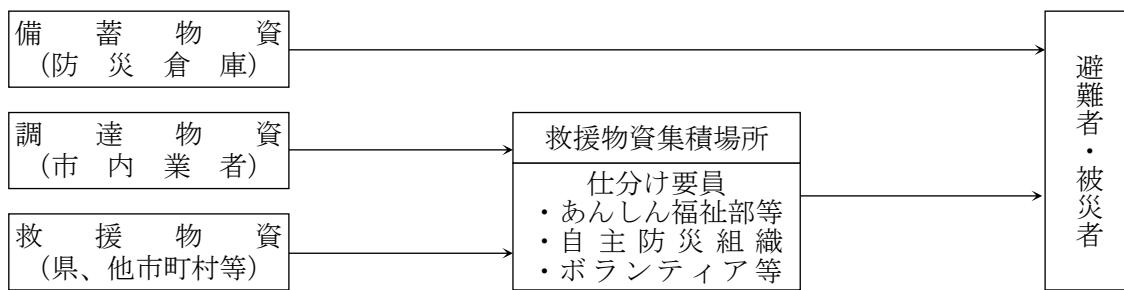
2 救援物資の調達等

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調達等の内容	担当部
市保有車両の確保及び緊急車両の調達	総務部（財政課）
調達・救援物資の仕分け	あんしん福祉部（社会福祉課）
主食及び食料品の調達	産業環境部（農林政策課・企業観光戦略課）、すこやか市民部（市民課）、教育委員会事務局（学校教育課）、農業委員会事務局
生活必需品、燃料等の調達	あんしん福祉部（社会福祉課）
食料・炊き出し	すこやか市民部（市民課）、教育委員会事務局（学校教育課）
生活必需品の配分	あんしん福祉部（社会福祉課）

(2) 物資が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災組織及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 指定避難所における供給計画

甚大な震災により、指定避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

区分	食 料	生 活 必 需 品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布(季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

第4 県への報告

市は、住民等の被災状況とともに、物資を調達及び供給した場合にも、速やかにその状況を県に報告するものとする。

第29節 給水計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第25節「給水計画」に準ずる。

第30節 防疫、保健衛生計画

具体的な活動内容等については、水害・土砂災害等編第2章第26節「防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第31節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

具体的な活動内容等については、水害・土砂災害等編第2章第27節「遺体の搜索、処理及び埋火葬計画」に準ずる。

第32節 障害物の除去計画

具体的な活動内容等については、水害・土砂災害等編第2章第28節「障害物の除去計画」に準ずる。

第33節 廃棄物の処理及び清掃計画

具体的な活動内容等については、水害・土砂災害等編第2章第29節「廃棄物の処理及び清掃計画」に準ずる。

第34節 ボランティア活動支援計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第30節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第35節 労務計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第31節「労務計画」に準ずる。

第36節 災害救助法等による救助計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第32節「災害救助法等による救助計画」に準ずる。

第37節 文教対策計画

水害・土砂災害等編第2章第33節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1 地震発生時の対応

地震発生時には学校長は、次の措置をとるものとする。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

学校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うものとする。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送等、応急救護の万全を図るものとする。

(3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか教育委員会と連絡をとり、教育委員会の指示等により決定するものとする。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講ずる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また指定避難所として使用可能かどうかについても確認し、教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確認を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

学校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場合には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

第2 学校長との事前検討事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊による児童・生徒等の生存確認や教師の指定避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。

そこで今後、あらかじめ市教育委員会及び学校長は、次の事項について特に検討を行うものとする。

- 1 児童・生徒等の安否確認の方法
- 2 学校の機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する場所と、児童・生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- 3 指定避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 4 授業中等に地震が発生した場合の児童・生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置
- 5 指定避難所受入体制等の整備

指定避難所となる学校教職員は、その運営が市の本部職員に引き継がれるまでの間、市本部との連携を密にしながら、避難住民の受入体制の整備を図る。

(1) 指定避難所機能と教育機能の共存方策

学校が指定避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた指定避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

(2) 指定避難所運営における教職員の役割

学校が指定避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検などの役割の検討を行う。

第3 状況別対応行動

次表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとるべき基本的な行動を例示したものである。

児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

生徒等の行動	
	<p>《地震発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none">・登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。・在宅の場合は登校しない。ただし、災害危険予想地域在住の児童・生徒等は、家族の者と共に直ちに指定緊急避難場所へ避難する。・スクールバスについては、バスが安全な所に避難し指示をまつ。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・できるだけ安全な空間を確保する。・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。・がけ下、突堤、川岸からできるだけ早く遠ざかる。・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれていたり、ひび割れしているところは、速やかに遠ざかる。・火災現場から遠ざかる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在 校 時	<p>留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。</p> <p>《教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>《廊下・階段》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>《グラウンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。
校 外 活 動 時	<p>基本的には帰宅する。ただし、状況により以下の行動をとる。</p> <p>《所属校から離れている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの指定緊急避難場所へ避難する。 ・避難については市又はその地の市町村の指示に従う。 ・山崩れ、がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>《所属校に近い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部 活 動 時	<p>《校内の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・1人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 <p>《校外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された指定緊急避難場所へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第4 保育所対策

保育所の地震発生時の対応、所長との事前検討事項、状況別対応行動については、学校等の地震発生時の対応、学校長との事前検討事項、状況別対応行動に準じて措置するものとする。

第38節 文化財災害応急対策

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第34節「文化財災害応急対策」に準ずる。ただし、文化財災害応急処置については、以下の通りとする。

文化財災害応急処置

災害別	応急対策
1. 震災	<p>1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。</p> <p>2. 建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意しながら、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。</p>
2. 火災	<p>1. 燃損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは県教育委員会の指示に従う。</p> <p>2. 煙、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、県教育委員会の指示に従う。</p> <p>3. 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。</p>
3. 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第3章　復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第3章第1節「公共施設の災害復旧計画」に準ずる。

第2節 被災者の生活の確保計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第3章第2節「被災者の生活確保計画」に準ずる。

第3節 被災中小企業の振興、農林漁業者への融資計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第3章第3節「被災中小企業の振興、農林漁業者への融資計画」に準ずる。

第4節 義援金の受入・配分等に関する計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第3章第4節「義援金の受入・配分等に関する計画」に準ずる。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第3章第5節「激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第6節 災害復旧・復興計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第3章第6節「災害復旧・復興計画」に準ずる。

第7節 災害対応の検証

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第3章第

第4章 広域災害（南海トラフ巨大地震等）対策計画

第1節 総則

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方に基づき、市民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 計画の目的

本章に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本市における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取扱いに際しては、このことを念頭においたうえで十分に留意するものとする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2 計画の基本方針

- 1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められてきた。奈良県においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で本市を含む奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたことを受け、奈良県全域を対象としてその対策を推進してきた。
- 2 こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。
- 3 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされており、また、奈良県においても最大で死者数約1,700名など、多大な被害をもたらすおそれがあるとされている。
- 4 この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」

ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、市及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外との応援・支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図るものとする。

(1) 県内だけではなく、近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、県や県内他市町村、国、他自治体等からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本市の被害が比較的軽微な場合は、県や被災市町村等から要請を受け、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。

国の想定によると、震源地によって全国の被害の程度や様相は大きく異なる。また、現在の科学的知見では、南海トラフ巨大地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能である。そのため、本県においても、県が大きな被害を受け、他自治体等より支援を受ける（受援側になる）場合や、より被害が大きい他自治体等を支援する側となる場合があることを想定した対応を行うとともに、発生の可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動をとり、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、県内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

(3) 突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することが出来るよう、県や市町村がその支援を行う。

(4) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%に達すると評価されており（2019年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

6 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編総則第2節「防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 1 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- 2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大注意）の情報を発表した場合においては、時間差をおいた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に

高まっている旨を示す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受任の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

(3) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

県は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動ができるだけ維持することに留意する。

① 日頃からの地震の備えの再確認

a. 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

b. 避難場所・避難経路の確認

c. 家族等との安否確認手段の取り決め

d. 家庭等における備蓄の確認

② 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

5 必要な情報の伝達・周知等

- (1) 市及び県は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び市民に伝達する。
 - ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
 - ② 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容
- (2) 県及び市町村等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。
- (3) 県及び市町村等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施にあたり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

県は、気象庁が南海トラフ巨大地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節 地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

- (1) 市及び県、関係機関及び市民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共団体等の協力を得るものとする。
- (2) 市民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。なお、外国人等特に配慮を要するものに対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。
- (3) 市は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- (4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、市民に密接に関係のある事項について周知する。また、市民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、「奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

第1 奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画

市は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

なお、本市における事業は「地震編 第1章 第20節奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に記載の通りとする。

第2 その他

市は、施設等の整備をおおむね10箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化
- 2 避難地の整備
- 3 避難路の整備
- 4 消防用施設の整備等
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
 - (1) 市防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線
- 7 地域防災拠点施設整備

第4節 防災訓練計画等

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、住民（自主防災組織等）、市及び防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

第1 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第2 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、「第1章第6節 防災教育計画」に基づく取り組みのほか、以下の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 市職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、

次の点に留意したもの

- (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
- (2) 膨大な数の避難者の発生
- (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
- (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
- (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
- (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
- (7) 復旧・復興の長期化
- 5 地震及び津波に関する一般的な知識
- 6 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 7 職員等が果たすべき役割
- 8 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 9 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 10 家庭内での地震防災対策の内容

第2 住民等に対する防災知識の普及

住民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る」という自助・共助の意識を普及させるため、市は、県及び関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 地震発生時における地域の災害危険箇所

- 2 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 3 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準など避難に関する知識
- 4 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 5 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 6 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- 7 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- 8 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (4) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

市及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容
 - (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
 - (3) 地震発生時の緊急行動
 - (4) 応急処置の方法
 - (5) 教職員の業務分担
 - (6) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - (7) 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
 - (8) ボランティア活動
 - (9) その他
- 2 教育・指導の方法
 - (1) 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
 - (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- 3 その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節第1に準じる。

第5 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周

知徹底を図るものとする。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるので、住民、企業、自主防災組織、N P O等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、奈良県においても活断層による内陸型地震と同じく非常に多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域におよび特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため他地域からの奈良県への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、市は、「第1章第8節 自主防災組織の育成に関する計画」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に指定避難所運営訓練、指定避難所生活体験への支援)
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- 4 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

第2 企業の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ巨大地震による企業の被害を最小限にするため、事業継続計画（B C P）の作成、各種防災関係資材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難対策等、災害対応能力の向上が重要である。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への企業としての協力体制の確立も重要である。

市は、これらの活動を推進するため、日ごろから、企業との情報交換や連携を進める。

第3 消防力の強化

南海トラフ地震が発生し、県内が大きく被災している場合、近隣府県にも広域かつ甚大な被害が出ており迅速な救援を望むことが困難な状況が想定されるため、市の消防の連携・協力、消防防災施設・設備の整備等、消防力の強化に努める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物の耐震性の確保

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達すると評価されており（2019年1月1日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

南海トラフ巨大地震の被害想定では、奈良県では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、奈良県耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。

（「第1章第13節 建築物等災害予防計画」参照）

1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から市民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。市は、市民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、市が実施する耐震セミナー等により、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、市民の自発的な取り組みを支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の転倒、他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、市民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。市は、既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識の普及・啓発を図る。また、耐震診断が義務化された建築物にあっては、所有者への周知に努めるとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

3 非構造部材の耐震対策

市は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、市その他の防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、今後の、国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第3 斜面崩壊、液状化対策

1 斜面崩壊対策

第2次奈良県地震被害想定調査によると、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊された場合、奈良県では約80棟の建物が斜面災害により全壊するとされている。また、中央防災会議が平成15年9月に公表した被害想定によると、急傾斜危険箇所の急傾斜地崩壊対策がまったく行われていなかった場合を全国レベルで想定すると、建物の全壊棟数は現時点での想定被害の約1.5倍になるとされている。

(1) 地すべり防止区域の指定

「第1章第18節 地盤災害予防計画」第1の1に基づき実施する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「第1章第18節 地盤災害予防計画」第1の2に基づき実施する。

(3) 山地災害危険区域の指定

「第1章第18節 地盤災害予防計画」第1の3に基づき実施する。

(4) 土地利用の適正化

「第1章第18節 地盤災害予防計画」第2、第3及び第4に基づき実施する。

2 液状化対策

第2次奈良県地震被害想定調査結果によると、奈良県では約1,200棟の建物が液状化により全壊するとされている。また、国が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

大規模な構造物は、地下深く堅い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきたが、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動の発生事例も報告されている。

市その他の防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、市管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。

また、市は液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップについて、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

第4 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海

地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、市、県及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するため、県は被災建築物応急危険度判定士の県登録者を1,000人以上確保するよう努める。また、同様に被災宅地の被害を調査し、その宅地への立入りに際しての危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を100人以上確保するよう努める。

また、震災後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制のさらなる整備を行っている。

府県境界を超えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定連絡協議会」、「近畿被災建築物応急危険度判定連絡協議会」及び「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も引き続き判定士の派遣、判定資機材の備蓄等を含めた相互支援体制の整備を図る。

市は、県が実施する被災建築物応急危険度判定士の育成について、県の事業に協力するとともに、市内でも必要な人材の育成・確保ができるよう、必要な対策の推進に努める。

(2) 応急対策計画

ア 土砂災害対策

「第2章第22節 地盤災害応急対策計画」第2に基づき実施する。

イ 被災建築物の応急危険度判定

「第2章第16節 建築物の応急対策計画」第1に基づき実施する。

ウ 被災宅地の危険度判定

「第2章第22節 地盤災害応急対策計画」第5に基づき実施する。

第5 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

- 1 市外への就業者・就学者（住民）に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」と及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発を推進する。
- 2 観光客等本市への訪問者を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの指定緊急避難場所等・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

第6 文化財保護対策

本市の文化財建造物について、被害軽減対策の強化、及び近隣府県等の関係諸機関との連携が必要である。被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」（内閣府等）や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考にするほか、「第1章第13節 建築物等災害予防計画」第4に基づき対策を促進する。

第8節 地震発生時の応急対策等

南海トラフ巨大地震等が発生した場合、速やかに各種応急対策を実施し、資機材、人員等を配備手配、さらに、応援協定等に基づき他機関への応援要請を迅速・的確に行う。

第1 災害対策本部等の設置

1 防災組織計画

市は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部を設置し、活動体制を確立する。

2 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震又は当該地震等と想定される地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに五條市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

3 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営については、災害対策基本法、五條市災害対策本部条例（資料12－5参照）及び第2章第6節「活動体制計画」に定めるところによる。

4 災害応急対策要員の参集

- (1) 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、災害初動体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

- (1) 地震に関する情報の種類

種類	内容
震源・震度に関する情報 (気象庁)	震度3以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その市町村名を発表する。
その他の情報 (気象庁)	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報を発表する。
緊急地震速報	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予

(気象庁)	想し、可能な限り素早く知らせる情報。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 (奈良県)	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

ア 県内で震度3以上を観測したとき

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(3) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

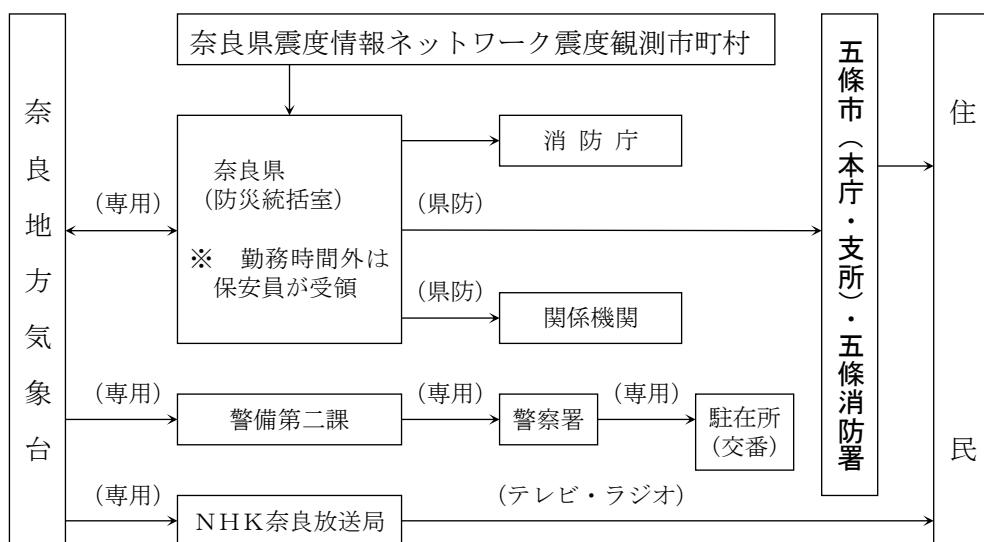
県からは、県防災行政情報ネットワーク等により、市、五條消防署、関係機関へ情報が送られる。

市その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

(4) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。



2 早期災害情報の収集

(1) 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難指示等の発令状況、避難者数、指定避難所の開設状況、指定避難所の通信や備蓄の状況等）等の

迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

(2) 実施機関

ア 市及び消防署

市及び消防署は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

イ 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

(3) 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

市は、連絡員が派遣されたときは、市が把握した災害情報を提供するとともに、連絡員が行う情報収集活動に協力する。

(4) 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を県災害対策本部等に報告する。

(5) 異常現象発見者の通報

ア 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市又は警察官に通報する。

イ 市及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市に通報する。異常現象の通報を受けた市は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、災害対策基本法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

(1) 報告の基準

市は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

(2) 調査・報告

ア 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複の

ないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（要配慮者については、「第2章第4節 要配慮者の支援計画」参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市	
3 福祉関係施設被害	市(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市(県)	吉野保健所
5 水道施設被害	市	
6 農業生産用施設	市	県農林振興事務所
7 畜産被害	市	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市	
9 農地、農業用施設被害	市	農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畠、林道、作業道被害	市	農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市	農林振興事務所
12 商工関係被害	市(県)	農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市(県)	土木事務所
14 都市施設被害	各施設	土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市
16 文教関係施設被害	市(県) 教育委員会	
17 文化財被害		
18 警察関係被害	警察本部、警察署	市
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	市

イ 報告の基準（即報基準）

市は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- (エ) 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全国的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- (オ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(カ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後（ア）から（オ）の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

(キ) 地震が発生し、区域内で震度4以上を記録したものの。

(ク) その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

ウ 報告の基準（直接報告基準）

市は、市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。

（3）市危機管理課から県防災統括室への報告

ア 報告系統

市危機管理課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、府内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

イ 災害概況即報

市危機管理課は、即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

また、直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（様式4-1）により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告するものとする。

ウ 被害状況即報

市危機管理課は、即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

エ 災害確定報告

市危機管理課は、応急対策終了後、14日以内に（様式4-2）で県防災統括室へ報告する。

オ 災害年報

市危機管理課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（様式4-3）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

（4）報告系統

市、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

（5）報告を行うことができない場合

市は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

(6) 市危機管理課から県事業担当課への報告

市危機管理課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第2 地震発生時の応急対策 3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画」参照）について被害状況等をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

(7) 被災者の安否情報

ア 安否情報の提供

市は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(ア) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(イ) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(ウ) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

市が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、市及び県は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

イ 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市及び県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

(ア) 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

(イ) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(ウ) 照会をする理由

ウ 被災者に関する情報の利用

市は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指

定避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡回等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

5 二次災害の防止

県は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村に注意を促すものとする。

第3 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

- ア 消防用資機材
- イ 水防用資機材
- ウ 通信設備・機器
- エ ライフラインの応急復旧及び障害物除去等に要する重機・資機材等
- オ 防疫・保健衛生用資機材
- カ 医療救護用資機材
- キ 緊急輸送用車両及び燃料等
- ク 給水用資機材
- ケ 被災者等に供給する食料及び炊き出し実施に要する資機材等
- コ 被災者等に供給する生活必需品
- サ その他応急対策実施のために必要となる物資・資機材等

(2) 市は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要なときは、アの物資の供給要請をすることができる。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第4 他機関に対する応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は資料11-1-1～11-1-35のとおりである。

2 市は必要があるときは、資料11-1-1～11-1-35に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第9節 消火活動計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第23節「消防計画」に準ずる。

第10節 医療救護計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第20節「医療救護計画」に準ずる。

第11節 緊急輸送計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第21節「緊急輸送計画」に準ずる。

第12節 防疫、保健衛生計画

具体的な計画については、水害・土砂災害等編第2章第26節「防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第13節 支援・受援体制の整備

近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、国や他府県等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。また、本市の被害が軽微である場合は、被害の甚大な他市町村及び他都道府県への支援を行う。

第1 広域防災体制の確立

- 1 近隣府県においては、沿岸部で津波による甚大な被害も想定され、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定など既存の都道府県間の応援システムや国等からの支援が期待できない場合も考え、自立した災害対応を行う必要がある。
- 2 市は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、指定避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について関係団体等と協定締結等を進める。

第2 被災地への人的支援

市は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定や関西広域連合、全国知事会、全国市長会又は全国町村会からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第3 大規模広域防災拠点の整備

大規模災害発生時に、救援の拠点となるヘリポートを併設した陸上自衛隊駐屯地の誘致活動を進めるとともに、南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備に協力する。

第14節 広域避難対策

市は、奈良県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。

第1 広域避難者の受け入れ体制の整備

市は、奈良県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受け入れ及び生活支援を行う。このため、県と連携して支援体制の構築を図ることとし、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受け入れるための体制整備を県と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定して、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第2 広域避難者への対応

本市への避難者に対しては、県、社会福祉法人、N P O団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、指定避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

第15節 物資等の確保

最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、甚大な被害が発生することは、東日本大震災の経験からも明らかである。広域的な停電による製造業の停止、物流道路等の損壊も想定され、数日で被災地に物資が届くように復旧するとは限らない。

こうした被害想定を、県民、市町村及び県並びに防災関係機関は再認識し、災害への備えとして、多様な手段を用いて物資等の確保に努めるものとする。

また、県及び市町村は物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1住民、市、県の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な

食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

(ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法)

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 市の役割

市は、平素から非常用食料を備蓄しているが、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

市は、住民及び自主防災組織を対象に、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄の必要性について、啓発及び備蓄の促進に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達

市は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

1 市の物資調達

市は、供給に必要な物資の調達を行うために公的備蓄と併せ、流通関係業者との物資の調達に関する協定締結等を行い、物資の調達ルートを確保しておく。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、要配慮者や女性、食品アレルギー患者、幼児用物資にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) 学校のプールの貯留水を災害時の生活用水として活用するため、プール施設の耐震性確保を図るとともに、各プールにあらかじめろ過器を配置しておくものとする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2 県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを隨時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄、又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努め

る。

- (3) 必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

また、関西広域連合が民間物流事業者・流通事業者等の参画を得て、緊急物資の輸配達及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた、災害時の実効性のある物資供給を図る。

- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

住民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び市による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、市は積極的に災害時の物資確保に努める。また、学校等においては、帰宅困難となり学校等にとどまらざるを得なくなった幼児・児童・生徒のための物資を備蓄するよう努める。

市は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。